



建設当時の大名ホテル(旧日光市庁舎)

# 登録有形文化財

旧「日光市庁舎本館」と日光物産商会店舗  
が国の登録有形文化財に新たに登録

県土の四分の一という広大な面積を有する日光市。市内には、地域の歴史や文化を語る上で欠かせない、近代建造物が数多くあります。これらを、まちづくり  
に活用しながら保護していく制度。それが国の登録文化財制度です。

## 文化財保護法

美術品や歴史的建造物、習俗、自然など、長い歴史の中ではぐくまれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な文化的財産。これらは、歴史や伝統、文化などを理解するために欠かすことのできないものです。また、文化の向上や発展の基礎にもなります。戦後、こうした文化的財産を守り、伝えるために文化財保護法が制定されました。「文化財」という言葉は、この法を立案する過程で生まれ、広く使われるようになったものです。

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と分けて定義しています。これらの文化財のうち、重要なものを重要文化財や史跡、名勝、天然記念物などとして国が指定し、重点的に保護を図ってきました。

## 登録文化財

ある人にとっては価値のないもので

も、ほかの人にとっては大変貴重なものという場合があります。そのため、人の価値観によって潜在的な「文化財」候補は無数にあるといえます。

その中で、万人から価値を認められた財産が指定文化財です。国レベルで価値が認められたものが国指定に、県レベルが県指定に、市町村レベルが市町村指定になります。それぞれ国や県市町村を理解する上で必要とされたものです。ただし、指定されていないからといって価値がないわけではありません。その財産が語る価値は地域の人々にとってはかけがえの無いものであり、ほかの地域にある国指定文化財よりもずっと重要で必要なものであるかもしれないからです。

平成に入り、明治以降の文化財についても、歴史的な重要性が認識されるようになりました。しかし、重要文化財などに指定されるものは、江戸時代以前のもものがほとんどだったため、明治以降の文化財は、社会的な評価を受ける前に消滅してしまう危機にさらされています。これらの貴重な文化財をまちづくりなどに活用しながら、保

くわしくは  
日光市教育委員会事務局  
生涯学習課 文化係  
☎ 21-5182